平成28年3月24日302余議室

平成28年第6回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成28年第6回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成28年3月24日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時33分

休憩① 午後 2時27分~午後 2時28分

2 場 所 302会議室

3 出席委員 田中健一 松野登

伊藤憲春 佐伯雅斗

小 町 邦 彦

署名委員 佐伯雅人

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長 小町 邦彦 教育部長 新土 克也 教育総務課長 栗原 寛 学務課長 田村 信行 指導課長 泉澤 太 統括指導主事 桐井 裕美 教育支援課長 矢ノ口美穂 統括指導主事 中村由美子 生涯学習推進センター長 浅見 孝男

図書館長 土屋英眞子

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 庄司 康洋

案 件

1 議案

- (1) 議案第10号 立川市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第11号 立川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第12号 立川市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について
- (4) 議案第13号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (5) 議案第14号 立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則の一部を改正する規則について
- (6) 議案第15号 立川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- (7) 議案第16号 立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について
- (8) 議案第17号 立川市社会教育委員に関する条例施行規則を廃止する規則について
- (9) 議案第18号 立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する 規程について
- (10) 議案第19号 教育委員会職員の人事異動について

2 報告

- (1) 平成28年第1回立川市議会定例会報告について
- (2) 小学校における I C T 教育環境の整備について
- (3) 砂川学習館高圧ケーブル修繕に係る休館日の変更について
- 3 その他

平成28年第6回立川市教育委員会定例会議事日程

平成28年3月24日302余議室

1 議案

- (1) 議案第10号 立川市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第11号 立川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第12号 立川市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について
- (4) 議案第13号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (5) 議案第14号 立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則の一部を改正する規則について
- (6) 議案第15号 立川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- (7) 議案第16号 立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について
- (8) 議案第17号 立川市社会教育委員に関する条例施行規則を廃止する規則について
- (9) 議案第18号 立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する 規程について
- (10) 議案第19号 教育委員会職員の人事異動について

2 報告

- (1) 平成28年第1回立川市議会定例会報告について
- (2) 小学校における I C T 教育環境の整備について
- (3) 砂川学習館高圧ケーブル修繕に係る休館日の変更について

3 その他

◎開会の辞

- 〇田中委員長 ただいまから、平成28年第6回立川市教育委員会定例会を開催いたします。 署名委員に佐伯委員、お願いいたします。
- 〇佐伯委員 はい。
- ○田中委員長 次に議事内容の確認を行います。本日は、議案 10 件、報告 3 件でございます。 その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に、議事進行についてお諮りいたします。1議案(10)議案第19号、教育委員会職員の人 事異動について、は人事案件でございますので非公開として取り扱いますが、ご異議はござ いませんか。

[「異議なし」との声あり]

〇田中委員長 異議なしとのことですので、1 議案(10) 議案第 19 号、教育委員会職員の人事異動について、はその他を終了後に非公開として取り扱うことにいたします。

次に、出席者の確認を行います。新土教育部長、お願いいたします。

○新土教育部長 本日第6回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございますが、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、桐井統括指導主事、教育支援課長、中村統括指導主事、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長でございます。

◎議 案

- (1)議案第10号 立川市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について
- **〇田中委員長** それでは、議案(1) 議案第 10 号、立川市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について、を議案といたします。

栗原教育総務課長、ご説明をお願いいたします。

○栗原教育総務課長 それでは、議案第10号、立川市教育委員会公告式規則の一部を改正する 規則について、ご説明いたします。

改正理由につきましては、新教育委員会制度への移行によるものとなりますが、議案第11号と議案第15号につきましても同様の理由による規則改正となりますので、まず、新教育委員会制度への移行について、ご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行され、立川市においても総合教育会議の設置及び開催、市長による教育に関する大綱の策定等を行ってまいりました。同法第13条に規定される新たな教育長につきましては、平成28年4月1日に設置することを市長が決定し、3月議会におきまして関連する条例整備及び改正を行ったところでございます。この条例改正に伴い、本日の教育委員会において関連する規則改正について、ご提案をするものとなります。

それでは、資料の新旧対照表をご覧ください。立川市教育委員会公告式規則の一部を改正

する規則、新旧対照表でございます。右が改正前、左が改正後となり、それぞれ改正箇所が 下線で表示されております。

改正内容につきましては、教育委員会委員長職が廃止となり、委員長を教育長に改めるものとなります。新たな教育委員会制度では、教育長が教育委員会を代表する職となります。 説明は以上となります。

〇田中委員長 ご説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

[「ありません」との声あり]

〇田中委員長 ないようでございます。議案(1)議案第 10 号、立川市教育委員会公告式規則の 一部を改正する規則について、お諮りいたします。

ご提案のとおり、承認することにご異議はございませんか。

[「異議なし」との声あり]

〇田中委員長 異議なしと認めます。よって、議案(1)議案第10号、立川市教育委員会公告式 規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

- (2) 議案第11号 立川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について
- 〇田中委員長 続きまして、議案(2)議案第11号、立川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

栗原教育総務課長、ご説明をお願いいたします。

○栗原教育総務課長 それでは、議案第 11 号、立川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について、ご説明をいたします。

改正理由につきましては、新教育委員会制度への移行によるものでございます。 新旧対照表をご覧ください。

まず、第1条につきましては、本規則が引用しております地方教育行政の組織及び運営に 関する法律を一部改正により条ずれが生じ、それを改めるものとなります。

第2条ほかにつきましては、委員会委員長を教育長に改めるものとなります。

次ページをご覧ください。第5条、第6条でございます。ここにつきましては、委員長職 及び委員長職務代理者が廃止となることに伴い、関連する条文を削除するものとなります。

もう1ページおめくりください。第12条につきましては、新たな教育長は教育委員会の構成員となりますが委員ではなくなるため、教育長又は委員、という表現に改めるものでございます。

以下、第34条まで、同様の理由により改正をするものとなります。 説明は以上でございます。

〇田中委員長 ご説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

[「ありません」との声あり]

〇田中委員長 ないようでございます。議案(2)議案第11号、立川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について、をお諮りいたします。

ご提案のとおり、承認することにご異議はございませんか。

[「異議なし」との声あり]

〇田中委員長 異議なしと認めます。よって、議案(2)議案第11号、立川市教育委員会会議規 則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

- (3) 議案第12号 立川市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について
- **〇田中委員長** 続きまして、議案(3) 議案第 12 号、立川市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

栗原教育総務課長、ご説明等お願いいたします。

○栗原教育総務課長 それでは議案第 12 号、立川市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則 について、ご説明をいたします。

改正理由につきましては、傍聴手続きの簡素化を図るためでございます。

立川市議会では、平成27年第1回定例会から傍聴者名簿の取り扱いを変更し、傍聴者に住所、氏名の記載を求めず、傍聴券を配付する方法に改めております。平成28年4月1日から全庁的に、審議会や行政委員会において同様の取扱いとするため、所要の改正を行うものとなります。

新旧対照表をご覧ください。

これまで教育委員会の傍聴では、第3条に規定されます、申請書に傍聴者の住所、氏名の 記載を求めておりましたが、この申請を廃止し、傍聴者へは別記、2枚めくっていただきま すと別記様式が出てきます、傍聴券でございます。この傍聴券を交付することだけに改め、 簡素化を図るものでございます。

また、第2条、第5条、第8条、第9条、第11条につきましては、教育委員会委員長を教育長に改めるものとなります。

次ページをおめくりください。第10条につきましては、すべて、という表記を平仮名から 漢字に改めるものでございます。

説明は以上でございます。

〇田中委員長 ご説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

[「ありません」との声あり]

〇田中委員長 ないようでございます。議案(3)議案第12号、立川市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について、お諮りいたします。

ご提案のとおり、承認することにご異議はございませんか。

[「異議なし」との声あり]

〇田中委員長 異議なしと認めます。よって、議案(3)議案第12号、立川市教育委員会傍聴規 則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

- (4) 議案第13号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- 〇田中委員長 続いて、議案(4)議案第13号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規 則について、を議題といたします。

栗原教育総務課長、お願いいたします。

○栗原教育総務課長 それでは議案第13号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則 について、ご説明をいたします。

改正理由につきましては、事務分掌を変更するためでございます。

この規則につきましては、教育委員会事務局の組織やそれぞれの課や係の事務分掌を規定 しているものとなります。

新旧対照表をご覧ください。

まず、平成28年度の教育委員会事務局の組織につきましては、課、係、主査も含め変更点はございません。

規則の改正箇所につきましては、第4条の事務分掌の教育支援課、相談係の事務分掌の(5) 及び(6)となります。まず(5)につきましては、平成28年度から小学校の一部で特別支援教室 が導入されることとなります。特別支援教室は学級編制を行わないため、指導の開始につい ては入級ではなく利用であることから、文言を、入級等、に改正するものでございます。

また、(6)でございます。ここの改正につきましては、改正前は、生徒関係各委員会に関すること、が事務分掌として示されておりますが、委員会の設置や開催が主の目的ではないこと、児童及び生徒関係各委員会では事業の内容が分かりにくいということから、改正後の、児童及び生徒の支援等の検討、に文言を修正し、事務分掌を分かりやすくするものでございます。

改正理由につきましては以上となります。

〇田中委員長 ご説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

[「ありません」との声あり]

〇田中委員長 ないようでございます。議案(4)議案第13号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、お諮りいたします。

ご提案のとおり承認することにご異議はございませんか。

[「異議なし」との声あり]

〇田中委員長 異議なしと認めます。よって、議案(4)議案第13号、立川市教育委員会処務規 則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

- (5) 議案第14号 立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則の一部を改正 する規則について
- 〇田中委員長 続いて、議案(5)議案第14号、立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則 の一部を改正する規則について、を議題といたします。

栗原教育総務課長、ご説明等お願いいたします。

○栗原教育総務課長 それでは、議案第14号、立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則 の一部を改正する規則について、ご説明をいたします。

改正理由につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正及び行政不服 審査法の改正によるものとなります。

新旧対照表をご覧ください。

第1条につきましては、本規則が引用しております地方教育行政の組織及び運営に関する 法律の一部改正により条ずれが生じたため、改めるものとなります。

第2条につきましても条ずれにより改めるものでございますが、(14)につきましては、新たな行政不服審査法が平成28年4月1日から施行され、従前の異議の申立てが、審査請求、に一元化されることに伴い、文言を改めるものとなります。

説明は以上でございます。

〇田中委員長 ご説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

[「ありません」との声あり]

〇田中委員長 ないようでございます。議案(5)議案第14号、立川市教育委員会教育長事務委 任及び代理規則の一部を改正する規則について、をお諮りいたします。

ご提案のとおり承認することにご異議はござませんか。

[「異議なし」との声あり]

〇田中委員長 異議なしと認めます。よって、議案(5)議案第14号、立川市教育委員会教育長 事務委任及び代理規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

- (6) 議案第15号 立川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- 〇田中委員長 続いて、議案(6)議案第15号、立川市教育委員会公印規則の一部を改正する規 則について、を議題といたします。

栗原教育総務課長、ご説明等お願いいたします。

○栗原教育総務課長 議案第 15 号、立川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、 ご説明いたします。

改正理由につきましては、新教育委員会制度への移行によるものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第3条の(1)のところでございますが、新教育委員会制度移行に伴い、改正前の下線が引かれております、立川市教育委員会委員長印、立川市教育委員会委員長職務代理者印、この2つを削除するものでございます。

別表第1につきましても、それにあわせて表の中からも削除するものでございます。

また、別表第2に公印の雛型を示しておりますが、該当する公印を削除するものでございます。

説明は以上でございます。

〇田中委員長 ご説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

[「ありません」との声あり]

〇田中委員長 ないようでございます。議案(6)議案第15号、立川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、をお諮りいたします。

ご提案のとおり承認することにご異議はございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○田中委員長 異議なしと認めます。よって、議案(6)議案第15号、立川市教育委員会公印規 則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

- (7) 議案第16号 立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について
- 〇田中委員長 続いて、議案(7)議案第16号、立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

栗原教育総務課長、ご説明をお願いいたします。

○栗原教育総務課長 それでは議案第 16 号、立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する 規則について、ご説明をいたします。

改正理由につきましては、学校教育法の改正によるものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第2条につきましては、学校教育法改正により、「義務教育学校」を新たに追加するものとなります。

第2条の(2)号でございます。従前につきましては、(以下「準要保護者」という)、という 文言がございましたが、(2)号以降でこの言葉が使われていないため、この文言を削除するも のでございます。

その他、規則の中の文言を整理し、改めたものが改正内容となります。 説明は以上でございます。

〇田中委員長 ご説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

[「ありません」との声あり]

〇田中委員長 ないようでございます。議案(7)議案第16号、立川市教育委員会就学援助規則 の一部を改正規則について、をお諮りいたします。

ご提案のとおり承認することにご異議はございませんか。

[「異議なし」との声あり]

〇田中委員長 異議なしと認めます。よって、議案(7)議案第16号、立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

- (8) 議案第17号 立川市社会教育委員に関する条例施行規則を廃止する規則に ついて
- 〇田中委員長 続いて、議案(8)議案第17号、立川市社会教育委員に関する条例施行規則を廃止する規則について、を議題といたします。

浅見生涯学習推進センター長、お願いいたします。

〇浅見生涯学習推進センター長 議案第 17 号、立川市社会教育委員に関する条例施行規則を廃止する規則についてご説明いたします。

立川市社会教育委員に関する条例の廃止に伴い条例施行規則を廃止する議案でございます。 なお、今後は生涯学習推進審議会委員が社会教育委員を兼務する生涯学習推進審議会条例 の改正、及び立川市社会教育委員に関する条例の廃止につきましては、1月28日開催の第2 回教育委員会定例会及び平成28年第1回立川市議会定例会でご承認をいただいております。 以上で説明を終ります。

〇田中委員長 ご説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

[「ありません」との声あり]

〇田中委員長 ないようでございます。議案(8)議案第17号、立川市社会教育委員に関する条 例施行規則を廃止する規則について、をお諮りいたします。

ご提案のとおり承認することにご異議はございませんか。

[「異議なし」との声あり]

〇田中委員長 異議なしと認めます。よって、議案(8)議案第17号、立川市社会教育委員に関する条例施行規則を廃止する規則について、は承認されました。

◎議 案

- (9)議案第18号 立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改 正する規程について
- 〇田中委員長 続いて、議案(9) 議案第 18 号、立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について、を議題といたします。

栗原教育総務課長、お願いいたします。

○栗原教育総務課長 それでは議案第 18 号、立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程 の一部を改正する規程について、ご説明をいたします。

改正理由につきましては、「学校の給食に関する業務に従事する職員」のうち、「立川市学 校給食共同調理場に勤務する職員」の勤務時間を変更するためのものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

改正前でございます。学校給食共同調理場に勤務する、これは主に栄養士でございます、 栄養士の勤務時間を改めるものとなりますが、従前につきましては、給食を行う日とその他 の日で勤務時間を変えておりました。これにつきましては、直営で学校給食共同調理場を運 営していたときの勤務時間をそのまま現在までも継承してきたという経緯がございます。こ こで新たなPFIで行っております学校給食共同調理場、これも運営をしてほぼ3年が経過 した中で、この勤務時間について、より実態に即した効率的な勤務時間ということを検討し た結果、改正後のところでございますが、給食実施日、その他特に関わりなく、午前8時15 分から午後5時までと改めることが適していると判断したところでございます。

これも一つは単独調理校、第一小学校から第八小学校までございますが、そこに勤務する 栄養士、調理師等も午前8時15分からの勤務ということになっておりますので、学校とも時 間が合い、連絡もその時間ですと必ず共同調理場のほうも栄養士がいるという形になります ので、このように改めたいとするものでございます。

説明は以上でございます。

〇田中委員長 ご説明ありがとうございました。

報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

私から1つお伺いしたいのですが、勤務時間は午前8時15分から午後5時までですが、休憩時間はどうなっていますか。

- ○栗原教育総務課長 休憩時間につきましては、正午から午後1時までの1時間となります。
- **〇田中委員長** ほかに、ございませんか。

[「ありません] との声あり]

〇田中委員長 ないようですので、議案第18号、立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する 規程の一部を改正する規程について、お諮りいたします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

〇田中委員長 異議なしと認めます。よって、議案(9)議案第 18 号、立川市教育委員会職員の 勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について、は承認されました。

◎報 告

(1) 平成28年第1回立川市議会定例会報告について

〇田中委員長 続きまして、報告 (1) 平成 28 年立川市議会定例会報告、についてに入ります。

新土教育部長、ご報告をお願いいたします。

〇新土教育部長 それでは、平成28年第1回市議会の報告でございます。

第1回市議会は平成28年3月17日に終了したところでございます。本日は一部資料はございますが、口頭での報告とさせていただきます。詳細は後日、議事録が公表されますのでご覧いただきたいと思います。

議会日程でございますが、資料1にありますように、平成28年2月19日から3月17日まででございます。

今議会は平成28年度予算に関する議題が大きなものでございまして、2月19日には市長より予算提案説明がございました。また、教育委員会に関係する議案として、第六小学校の大規模改修工事の請負変更契約の議案を議決いただいております。

2月24日には、予算提案説明に対する質問が4人の議員から出されました。

教育に関するものにつきましては、資料の2にありますように大きく7件でございました。 ポイントだけ説明いたします。

けやき台小学校と若葉小学校の統合でございますが、平成27年9月10日の教育委員会で決定後、11月から2月までの地域説明会の開催状況のこと、報告書のとりまとめをして配布したところでございます。この説明会を通して、学校統合方針に関する一定の理解が進んだと考えておるところでございまして、平成28年度は新校舎建設マスタープランの検討委員会を立ち上げて、マスタープランの策定及び学校統合に向けた準備を進めていくことを説明しました。

給食費の値上げでございます。本市の学校給食費は平成26年4月からの消費税引き上げや 昨今の原材料価格等の高騰によりまして運営が非常に苦しい状況になっております。改定に つきまして、平成28年1月に学校給食運営審議会に諮問し、3月中に答申をいただく予定で あるという説明をいたしました。

八ヶ岳山荘の宿泊棟の解体でございます。本年度で築30年になります。安全上の観点から も平成28年10月ごろに解体する予定となっています。

3 校の中学校へのクーラー設置についてでございます。平成 28 年度に特別教室に空調機を中学校 3 校に設置するという取組でございまして、未設置の特別教室につきましては平成 28 年度から概ね 5 ヵ年をかけて計画的設置が図れるよう検討しているところでございます。

新教育長任命に当って、「新教育長」とはどういうものと考えるか、これは市長から答弁が ございました。新教育長は教育行政の大きな権限と責任を有することとなるため、その資質、 能力の向上は極めて重要でございます。教育行政に関する見識を有することはもちろん、強 い使命感を持ち、自己研鑽に励む必要があるというような答弁が市長からございました。

新学校給食共同調理場につきましては、今後、新学校給食共同調理場の在り方等を学校給食運営審議会に諮問して答申をいただくこと、HACCPについては衛生管理手法でございまして、安全性を優先する考え方、新学校給食共同調理場でも取り入れることを答弁したところでございます。

主権者教育のことでございますが、立川市民科が、立川に愛着をもち、まちに主体的に関わり、まちに貢献しようとする子どもを育成することをねらいとしていまして、まちの担い手となる市民を育成する主権者教育の基盤となるものでございます。立川市民科の学びをもとに、主権者教育の充実に取り組んでいくことを計画していると答弁したところでございます。

続きまして、予算特別委員会が2月26日から3月3日までの5日間で行われました。教育に関するものは多方面にわたったところでございます。項目を挙げますと、小中学校校長会の予算要望と対応状況、小中学校の組体操の実施状況と安全対策、通学路の防犯カメラや通学路点検、学校におけるけがや事故の報告について、学校給食調理の安全衛生面について、スクールソーシャルワーカーの配置についてなど多方面にわたったところでございます。

続きまして、文教委員会が3月10日にございました。内容は、様式2の別紙資料2のとおりでございます。この中では陳情1件が出ておりましたが、これは不採択となっております。

報告事項は全体で10件ございましたが、これにつきましては全て教育委員会定例会で報告 している事項でございますので、省略させていただきます。

また、所管事項の質問が 2 人の委員から出たところでございます。1 つ目、地域力を生かした小中学校の学力向上の取り組みでございますが、地域力を生かした学力向上につきましては、ネットワーク型経営を立川市は行っておりまして、地域支援ボランティア制度を含めまして地域力を活かした学力向上の取組を進めていくと答弁したところでございます。あと、小中学校の教師用のパソコンの利用状況でございます。学校の現状を説明した上で、校務支援ネットワークあるいは学校間ネットワークの構築が今後の課題であるということですが、それについても今後も進めていきたいと答えたところでございます。

2 人目の、立川市特別支援学級について、これは小中学校の校長会から備品の予算要望が 出たところでございます。実態を把握しまして、緊急性、指導上必要なものについては対応 を進めていきたいということ、引き続き校長会とも検討を進めていきたいと答えたところで ございます。

続きまして、一般質問がございました。一般質問につきましては、資料3の質問順序表の とおりでございます。15人の議員から質問がございまして、教育委員会に関するもののみ順 次、質問順序表からお答えします。

図書館の自習スペースについてでございますが、立川市の図書館では資料の閲覧と活用のために各館に閲覧席を設けておりますが、この席はあくまでも図書資料の閲覧のためにありまして、自習スペースとは位置付けておりません。今後については、他の公共施設との連携も含めて検討を進めていくとしました。

性の多様性のことでございます。LGBTIに関する職員研修につきましては、平成26年、27年度の研修の中で実施しているところでございます。その中で教員の理解を進めているということ、また、LGBTに関する対応については、平成27年5月の文科省の通知に基づき対応しているということ。出席簿につきましては、校長が作成することを法令で定めて

おりまして、教育委員会においても男女混合名簿の統一を図ることは行わず校長の判断の下 で作成をしていきたいとお答えしました。

持続可能な社会づくりについてでございます。この中では生涯学習におけるESDの普及 促進についてでございましたが、生涯学習活動につきましてもESDの活動と共通するもの と考えておりまして、行政が企画する関連講座や市民の方も自発的に講座を行っているとこ ろでございますので、今後は生涯学習活動を実践する市民組織などが、共通するテーマとし てESDについて共に学び連携することが重要であると答えたところでございます。

就学援助についての質問がございました。これは生活保護基準の見直しに伴う就学援助で ございますが、平成28年度についても影響が出ないように同様の対応を継続する予定である とともに、就学援助制度の周知につきましても、ホームページあるいは全児童生徒の保護者 へ文書で周知を行っていると答えたところでございます。

砂川町地域の図書館利用につきましては、移動図書館の復活はということがございましたけれども、移動図書館の復活については考えはございません。他市との相互利用を行っている中で、周知についてもホームページを含め地域ごとのきめ細かな対応、周知方法を工夫していくと答えました。

図書館行政、図書館基本計画の具体化ということでございまして、この中では蔵書あるいはサービス等について、学校、地区図書館との連携状況について質問がございました。また、図書館協議会を活用した第三者評価につきましては、第2次図書館基本計画策定時においても実施しているところでございます。計画期間の中間年度、平成29年度について実施していきたいと答弁いたしました。

障害者スポーツについて、平成28年度は小中学校全校が東京オリンピック・パラリンピック教育推進校の指定を受けたところでございます。その中でオリンピック・パラリンピックの教育を推進しています。障害者スポーツにおいても、障害者スポーツや障害者理解に係る学習を実施するとともに、ブラインドサッカー等の体験、交流を通してその理解を深めていくということでございます。

東日本大震災から5年でございますが、復興支援への取組はということがございました。 これについては柴崎学習館で行っております。本年の3月に東日本大震災を忘れない、風化 させないように、このようなイベントや報道写真展、映画会、コンサート等を実施している ところでございます。引き続き今後も震災を風化させない取組を実施、継続していると答弁 いたしました。

また、不登校児童・生徒への対策、適応指導教室につきましては、平成27年度の現状あるいは適応指導教室に在籍していない児童・生徒の対応方法について、あるいは学習指導方法について、進路指導方法について、適応指導教室の教員の指導力向上について、現状の説明をしたところでございます。この不登校児童・生徒の対応につきましては、本市の大きな課題の一つと考えているところでございます。当該児童・生徒の社会的な充実に向けた継続的な指導や支援を行っていきたいとともに、今後、適応指導教室の充実とともに適応指導教室

に在籍していない児童・生徒への指導や支援の充実については、大学やNPOなど民間を含めた様々な教育機関と組織的な連携を図る必要があると答えたところでございます。

子ども食堂についての中で、子どもの学習支援の現状というところでございます。教育委員会におきましては、小中学校全校において学習機会の確保と充実を図るために補充的な学習を実施しているということ。小学校での取組、中学校での取組について、現状の説明をしたところでございます。

子どもの貧困についてでございますが、教育的な観点から、不登校の児童生徒につきましてはスクールソーシャルワーカーを派遣しているところでございます。今後スクールソーシャルワーカーの配置については、よりきめ細かな対応をしていきたいと考えていると話をしました。

最後に、公共施設整備と地域住民との関係について、学校統合についての質問がありました。これについては学校の適正規模を図るための一つの手段でありまして、学校の適正規模については、子どもの幸せを第一に考え、一人ひとりの子どもを大切にするために講ずるものでありますということでございます。今回、学校統合については若葉町住民からの請願という形で提案を受けたものでございます。また、適正規模におきましては、平成25年3月の立川市における小学校の学校適正規模の基本的な考え方に基づいているところでございます。今後も学区の変更や学校の統合等、適切な対応を個別の事案ごとに検討しまして、保護者や地域住民の方にご理解いただけるように説明を行っていきたいと答えました。

以上、一般質問につきましては、教育委員会に関係のあるところを本当に要旨だけでございますが説明させていただきました。

最終日、3月17日は議案審議、委員会審査委員報告がございました。その中で議案の承認でございます。立川市教育委員会教育長の選任について、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づくものでございました。立川市教育委員会教育長の選任の議案が提案されまして、小町邦彦現教育長が新制度における教育長に選任されるという議案が承認されました。なお、施行日は平成28年4月1日からでございます。

その他、議案審議では立川市一般会計予算については承認をいただきました。その他 4 本の教育委員会に関係するところがございましたが、全てこれは定例会で説明したものでございますので説明は省略いたします。

また、補正予算でございますが、教育に関するものは大きく2点ございました。小中学校のクラス増に伴う空調機の設置ということで4,294万6千円の補正案、それと共同調理場の管理運営委託料ということで物価指数の変動に伴いまして290万円の補正、この2点については承認されたところでございます。

以上、非常に雑駁ではございますが、平成28年第1回市議会についての報告でございます。 〇田中委員長 ご説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。ご報告内容踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

[「ありません」との声あり]

〇田中委員長 ないようでございます。これで報告(1)平成28年第1回立川市議会定例会報告 について、報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(2) 小学校における I C T 教育環境の整備について

- 〇田中委員長 続きまして報告(2)小学校におけるICT教育環境の整備について、に入ります。 田村学務課長、ご説明をお願いいたします。
- ○田村学務課長 それでは学務課より、小学校におけるICT教育環境の整備について、資料をもとにご説明いたします。

まず、環境整備についてでございます。

校内LAN整備につきましては、中学校については今年度行い、LAN環境整備のもとタブレットの使用を平成27年11月から開始したところでございます。小学校におきましては、今年度の補正予算で、平成27年度、今年度末までにLAN構築をするということで事業を進めてまいりました。ここでLAN工事が完了しているところでございます。

このようなLAN整備のもと、2番目、小学校のICT機器の導入についてでございますが、基本的に配置の台数などは中学校と同様、指導用タブレットを学級数プラス2台、児童が使う学習用タブレットを各学校40台、あとは特別支援学級用には2人に1台という配置の基準をもとに準備をしていきます。

なお、備考欄に書いてありますが、小学校についてはタブレットを指導用とともに児童が使う学習用につきましてもキーボード付のタブレットを導入いたします。これらは、新年度に入りまして契約をいたしまして、夏休みに導入して2学期から、平成28年9月から小学校において授業等で活用していく予定でございます。

なお、このページの下段にありますように今現在、中学校全校、小学校も第一小学校、第 九小学校で活用を始めていまして、委員の方々にもご覧いただいたところでございますが、 活用例としましてここでは2枚の写真をご紹介しています。左側は教員が指導用タブレット の画面を各教室に置いてあるテレビ画面に映して授業を進めている様子でございます。右側 は児童生徒がグループで学習するときに学習用タブレットを使って共同的な学習を進めてい る例でございます。

次に裏面をご覧ください。そのような全体的な環境整備の中で、小学校のコンピュータ教室の在り方ということで書かせていただきました。

現状でございますが、各小学校には現在コンピュータ教室がありますが、1 校当たり 21 台の据え置き型、デスクトップパソコンが配置されております。このパソコンはリース契約中でございまして、5 年契約で平成 29 年 8 月までの期間となっております。なお、中学校におきましては、広めの教室に1 校当たり教員用を含めて 41 台、小学校は 21 台というコンピュータ教室の現状でございます。

続いて2番、課題でございます。小学校につきましては普通教室と同じ広さの教室をコン

ピュータ教室としていますので広さの制限もございます。全体で 21 台で、使用するときは 2 人に 1 台を基準ということで使っております。あと、デスクトップ型、机の上に置く形式ということで、1 クラスがそこの教室に移ってパソコン機器、OA機器を使うということで、同時に別の場所で使うということは持ち運びができないのでそういう利用状況でございます。このような状況の中で 3 番に本市の方針と書いてあります。先ほど説明したとおり平成 28 年度に各小学校に 40 台のキーボード付の学習用、児童用のタブレットを導入いたします。この 40 台を導入することによりまして、1 つの学級でいいますと 1 人 1 台の使用環境が整うことになります。また、タブレットですので、学校の中、特別教室ですとか体育館でもその機器を利用することができます。また、キーボード付のタブレットを導入しますので、入力、タイピングの習得にも不便をすることはございません。このような導入の方針の中でいきますと、先ほど挙げました 2 点の課題につきましては解消できる、2 人に 1 台だったものが 1 つの学級で 1 人 1 台使うこともできる、持ち運びができるので多用途にできるということがございますので、このような方針で進めております。

このことによりまして、現在リースをしていますコンピュータ教室のデスクトップでございますが、今度のリース契約が切れる平成29年8月まで使用いたしまして、そのあとはタブレット型を有効に使うということで、このコンピュータ教室につきましては、その後は他の用途の教室として各学校で利用していくように考えております。

なお、今まで述べましたように、タブレット導入によりまして、いろいろなところで使える、多数の時間で活用できるということもありますので、教育委員会としましては、タブレットの台数ですとか、そこにつなげるプリンターの台数の増加につきましては、今後ともそのようなことで進められるように検討を進めていくところでございます。

説明は以上でございます。

- 〇田中委員長 新土教育部長、お願いいたします。
- **〇新土教育部長** 検討につきましては、小中学校の校長、副校長が入っています I C T検討委員会で検討していただいたとともに、小学校校長会でも説明いたしまして、了解を得ているところでございます。
- ○田中委員長 ご報告ありがとうございました。 これより質疑に移ります。ご報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。 松野委員、お願いします。
- **〇松野委員** 日進月歩ですね。すごく今度は活用しやすくなると思います。是非、進めていた だきたいと思います。
- 〇田中委員長 ほかにございませんか。佐伯委員。
- **〇佐伯委員** デスクトップはリース、タブレットはどういった形式ですか。リースにしていらっしゃるのですか。
- **〇田中委員長** 田村学務課長、お願いいたします。
- **〇田村学務課長** タブレットにつきましてもリース契約でございます。

- **〇佐伯委員** でしたら故障対応とかそういうのは全然問題なく、すぐに対応できるという形でよろしいんですね。なくなってだんだん減っていってしまうようなことがあっては、せっかく数があってもあれですから。分かりました。
- **〇田中委員長** 伊藤委員からはございますか。
- ○伊藤委員 ございません。
- ○田中委員長 では私から2点、御礼とあわせて要望をしたいと思います。

今回、コンピュータ教室の在り方ということで、立川市の小学校の現状また課題を明確に 押さえながら、本市の方向、希望のもてる考え方をお示しいただいて本当に感謝申し上げま す。良き教育環境は良き教育を保障する営みである、そういう言葉もあります。改めて感謝 申し上げます。

そこで私から1点、今後ご検討いただければと思います。先生方の校務支援のシステムについては今後ご検討いただければありがたいと思います。具体的に申し上げますと、先生方は月曜日から土曜日まで、週案簿を作成しているわけです。具体的な取組、評価、それらをタブレットにきちんと書き込みをするわけですけれども、それをもとにしながら授業の改善、工夫を図る、そういったことは今後非常に大事ではないかと思います。そういう意味では校務支援のシステムの導入を、一つの例を申し上げましたが、今後検討される予定はおありでしょうか。その1点をお伺いしたいと思います。

田村学務課長、お願いいたします。

- ○田村学務課長 ご説明しましたとおり、今年度、来年度については校内LANを構築して児童生徒の学力向上につなげるタブレットを中心に導入しています。校内LANが構築されたところですけれども、学校間のネットワークですとか、教員の事務を軽減化するというようなことで、私どもも校務支援システムの導入というのは検討しているところでございます。委員長が言いました週案簿につきましても、そういったものが導入されれば年間の指導計画ですとか、授業も時間割などと連動して統合的に教員も使っていけると思いますので、検討していきたいと考えております。
- ○田中委員長 今、田村学務課長から説明がありましたように、マイクロソフト社と連携をとりながら改善工夫することによって学校間で情報交換ができる、また校務支援も可能である、より学力の向上には大きく貢献する、そういった大きな成果が期待されるものですから、今後のご検討をお願い申し上げます。

ほかに、ございますか。

[「ありません」との声あり]

○田中委員長 ないようでございますので、報告(2)小学校におけるICT教育環境の整備について、は終了いたします。

◎報 告

(3) 砂川学習館高圧ケーブル修繕に係る休館日の変更について

〇田中委員長 続きまして、報告(3)砂川学習館高圧ケーブル修繕に係る休館日の変更について、 に入ります。

浅見生涯学習推進センター長、ご説明をお願いいたします。

〇浅見生涯学習推進センター長 砂川学習館高圧ケーブル修繕に係る休館日の変更について、 ご報告いたします。

平成28年1月14日開催の第1回教育委員会定例会において、砂川学習館は高圧ケーブル 等電気修繕作業のため、平成28年3月20日日曜日と21日月曜日の2日間、臨時休いたしま す旨ご報告いたしました。

受注業者とは当初の日程で工事の実施を進めてまいりましたが、東京電力から、この日はより緊急性が高い工事があるので工事に立ち会えないため、工事を延期してほしいという連絡が3月4日にありました。急きょ、工事日程の再調整をした結果、予算を繰り越し、平成28年5月1日土曜日に実施することになりましたので、ご報告いたします。

利用者の皆様には、館内に工事変更による休館についての掲示を行うとともに、チラシによるお知らせをしております。また、立川市ホームページには休館のお知らせは掲載済みであり、4月25日号の市広報でもお知らせを掲載することで休館の変更について周知してまいります。

以上につきまして、立川市地域学習館条例第7条に基づきご報告いたします。

〇田中委員長 ご報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。ご報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

[「ありません」との声あり]

- ○田中委員長 ないようでございますので、これで報告(3)砂川学習館高圧ケーブル修繕に係る 休館日の変更について、報告及び質疑を終了いたします。
- 〇田中委員長 次に、その他に入ります。

その他、ございますか。

[「ありません」との声あり]

〇田中委員長 続きまして、1 議案(10) 議案第 19 号、教育委員会職員の人事異動について、に 入ります。会議の冒頭で本案件については非公開として取り扱うことを決定しております。 傍聴の方は退室をお願いいたします。

暫時、休憩といたします。

午後 2時27分休憩

午後 2時28分再開

4月14日、9時より、101会議室で開催いたします。

本日はこれをもちまして、平成28年第6回立川市教育委員会定例会を終了いたします。 教育委員の皆様並びに事務局のご協力で円滑に進行することができました。大変ありがと うございました。

午後2時33分

署名委員		

委員長